

会 議 録

1 会議名

令和3年度 第3回津有区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 協議事項（公開）

① 地域活動支援事業について

1) 審査・採択すべき事業の決定等

3 開催日時

令和3年6月14日（月）午後6時30分から午後7時20分まで

4 開催場所

津有地区公民館 大会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：猪俣敦子、梅川康輝、大滝英夫、千代金治、相馬祐一、田中博三（副会長）

中島 功、藤本孝昭（会長）、古川勝夫、古川 仁（欠席2名）

・事務局：中部まちづくりセンター 小林センター長、藤井係長、山崎主事

8 発言の内容（要旨）

【山崎主事】

・会議の開会を宣言

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務めることを報告

【藤本会長】

・会議録の確認者：梅川委員

次第2 議題「(1) 協議事項」の「① 地域活動支援事業について」の「1) 審査・採

択すべき事業の決定等」に入る。事務局より説明を求める。

【山崎主事】

- ・資料1、及び審査手順について説明

【藤本会長】

今の説明に質疑を求める。

(発言なし)

今ほど説明のあった、内容・手順で協議を進めていく。

資料1を確認してほしい。審議に入る前に、各委員が実際に審査した感想や意見、資料に記載されている特記事項の補足も含めて、発言を求めたいと思う。

特に「津-8」の下富川町内会の事業には、採択方針に「適合しない」と評価している委員が1人いる。差し支えなければ、この理由も補足願いたいと思う。実際に現場を見た委員等がいれば、感想等も発言願う。

(発言なし)

では、資料1記載の内容で審議を進めていきたいと思うがよいか。

(よしの声)

最初に「採択事業・不採択事業」について審議し、その後「補助額」や「附帯意見」について審議する。

事務局の説明のとおり、審査の基準では「直ちに不採択とする事業」や「評価の低い事業」はなかった。

提案のあった9事業の採否について、意見を求める。なお、不採択とする場合には、提案者に対して不採択とした理由を明確に説明する必要があるため、根拠も含めて意見願う。

【梅川委員】

資料1記載の「採点票特記事項に記入された意見」は、大体は自分が記入したものであるため補足したいと思う。

「津-9」については、津有地区の広報が年に数回発行されていると思うが、自分の親戚が掲載されたことや、父親が記事を書いたこともあるため、愛着があり、また多くの人が読んでいると思う。そのため自分も記事を書く等、応援したいと思っている。

次に「津-2」については、自分の高校時代の先輩が広告代理店の社長をしており、その人が前島密翁の番組を企画しているとの話を聞いたため、期待している。

次に「津-6」も、ぜひ応援したいと思っている。「津-7」等も会って話を聞いてみたいと思っている。

【藤本会長】

他に意見等あるか。

(発言なし)

【藤本会長】

不採択の意見がないようであるため、採決を取る。

9件すべての事業を採択とすることに賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

採決の結果、すべての事業を採択することに決定した。

次に採択事業の「補助額の決定」を行う。

現在、津有区の配分額に対して補助希望額が下回っているため、すべての事業を提案どおりに採択することが可能である。

しかし、津有区地域協議会として、地域活動支援事業で支援することが適切ではないと考える経費、例えば、支出費目の中で自己負担とすべきではないか、といった経費等があれば、理由もあわせて意見を求める。

【大滝委員】

反対という訳ではないのだが、「津-4」が幼年野球の合併チームのユニフォームの作成を希望している。前回のヒアリングを聞いた限りでは、津有南部地区全域を対象としているわけではなく、戸野目等、特定のチームとの合併のようである。

津有地区には合併していないチームもあるのだが、これまでも補助金を申請していたのか。

この事業に関しては、チームを合併するための予算を提案していると思うのだが、公平性に関して気になったため質問した。

【藤本会長】

今の発言は、合併することを前提としてユニフォームを作ることにに対する意見ではなく、過去に同様のスポーツ少年団でユニフォームの購入を希望した提案が出されたことがあるか、といった質問なのか。それとも合併をすることを前提としたユニフォームの購入を希望したケースがあったか、といった質問なのか。

【大滝委員】

チームを合併することは今回が初めてだと思うのだが、幼年野球のチームは今回提案のあったチームしかないのか。

【藤本会長】

過去にユニフォームを補助したか否かといった質問ではなく、津有地区内にいくつの幼年野球チームがあるのか、という質問なのか。

【大滝委員】

それもある。

【藤本会長】

1つ目は、津有地区には、戸野目スポーツ少年団以外に幼年野球チームはないのか、という質問。2つ目は、それらのチームが過去にユニフォームを購入する際に地域活動支援事業の補助金を申請したことはあるのか、という質問でよいか。

【大滝委員】

そうである。

【小林センター長】

事務局より、回答になるかは分からないが、把握している情報を補足する。

野球は9人で行うスポーツであるが、野球チームとして大会に参加する場合、上越市の学童野球連盟に加盟する必要がある。今回の、稲田の「イーストユニティーズ」と「富岡レッドファイヤーズ」、そして「戸野目スポーツ少年団」は、すべて学童野球連盟に加盟しているチームであり、今後の学童野球連盟主催の野球試合に出るためには、人数の関係によりチームを合併せざるをえなかったと聞いている。逆説的に、それ以外で幼年野球チームが地区内にあるとは聞いていないため、学童野球連盟に加盟しているチームが合併したものと受けとめている。ただ、草野球程度の趣味の範囲で野球をしている人はいるのかもしれないが、公式の試合に出るチームとしては、地区内ではこれがすべてだと事務局では捉えている。

【藤本会長】

昨年度については、バレーボールチームのユニフォームを津有区の地域活動支援事業で補助していると思う。ケースは違うのだが、過去の例である。

他に意見等あるか。

(発言なし)

減額の意見がないようであるため、採決を取る。

すべての提案事業を希望額どおり採択することに賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

採決の結果、全ての事業を希望額どおり採択することに決定する。

では、ここまでの審議結果について、確認のため事務局より読み上げ願う。

【山崎主事】

- ・ 審議結果について読み上げ
- ・ 附帯意見について説明

【藤本会長】

改めて、津有区の「採択すべき事業」と「補助額」については、今ほどの事務局の確認のとおりとしてよいか。

(よしの声)

最後に「附帯意見」について審議する。

「採択すべき」とした事業については、地域協議会からの附帯意見を付けることができる。これまでの協議を踏まえ、附帯意見が必要と思う事業がある委員の発言を求める。

(発言なし)

意見がないようであるため、附帯意見を付けないこととしてよいか。

(よしの声)

以上で今回の地域活動支援事業の審査はすべて終了となる。この後の流れについて、事務局より説明を求める。

【山崎主事】

- ・ 今後の流れについて説明
- ・ 追加募集について説明

【藤本会長】

本日の審議により、196万1,000円の配分残額が生じている。

津有区では「追加募集は実施しない」としていることより、当初の決定どおり、実施しないこととしてよいか、改めて確認する。追加募集について意見を求める。

【梅川委員】

配分残額が約196万円あり、昨年度も配分残額が発生していたかと思うのだが、この残額の扱いはどのようになるのか。

次に、今年度の津有区の配分額は 590 万円であるが、昨年度はどのくらいの金額であったのか。

【藤本会長】

事務局より説明を求める。

【小林センター長】

配分残額の取扱いについて説明する。

配分額の 590 万円については、一般財源で予算化した部分である。ただこれは「必ず全額を使い切る」といった性質のものではなく、枠取りである。そのため、申請された補助額が決定した後、残額については「執行残」として市の予算の中に戻る仕組みとなっている。

【山崎主事】

続いて、昨年度の配分額についてである。

590 万円の配分額に対して、申請額が 547 万 3,000 円であり、42 万 7,000 円が配分残額として残った。

【梅川委員】

では昨年度の配分額も、今年度と同額の「590 万円」ということか。

【山崎主事】

そうである。

【藤本会長】

追加募集を実施するか否かの、最終確認である。昨年度の協議の中での意見として、「事業提案をしようとする団体は、あらかじめ年度当初での申請を考えているはずであるため、追加募集を実施したところで新たな事業を実施することは厳しいのではないか」「これから募集をした場合、事業の実施期間が非常に限られてくるのではないか」といったものがあつた。そのため津有区としては、配分残額が生じても追加募集は実施しない、と昨年 12 月の協議会にて決定された経緯がある。

特に意見がないようであるため採決を取る。当初の決定どおり、「追加募集は実施しない」こととしてよいか。

(よしの声)

以上で次第 2 議題「(1) 協議事項」の「① 地域活動支援事業について」の「1) 審査・採択すべき事業の決定等」を終了する。

最後に次第3「その他」の「(1) 次回開催日の確認等」に入る。

- ・ 次回の協議会：7月26日（月）午後6時30分から 津有地区公民館 大会議室
- ・ 内容：地域活動支援事業の課題の洗い出し

自主的審議事項

他に何かあるか。

【中島委員】

採択が決定した後のお金の流れを教えてください。各団体へ採択決定の連絡をし、その後一括で支払う、あるいは提案団体より領収書が出てきてからの支払い、のどちらなのか。

【小林センター長】

事務の流れについて説明する。

今回、採択が決定した提案団体については、市の補助金交付規則に則って、正式に補助金交付申請書を提出いただき、決定通知を出す流れとなる。

今ほどの質問にあった補助金の支払いについては、すべての事業が終了し、実績報告が終わった後に「精算払い」として支払うことが基本となっている。ただし、事業内容や団体の財政状況によっては、事業を実施するために事前に補助金が必要な場合もある。この場合のために「概算払い」というものがある。事業を実施する途中で、資金需要がある支払い月に概算というかたちで必要な金額を先に支払うことも可能である。つまり、「精算払い」と「概算払い」の2つの方式があるということである。これについては、採択が決定した金額の中で、事務局と提案団体と協議・資料確認の上、流れを決めている。

【中島委員】

例えば、「津-7」の内容を見ると、3月にも「かわら版」の発行が予定されている。もしも発行することができなかった場合には減額されていくとの認識でよいか。

【小林センター長】

年度内に事業を終了させることが大前提のルールとなっている。そのため、年度末の3月まで事業を実施した場合、事業終了後すみやかに実績報告を提出してもらうこととしている。また、季節的に夏場で事業が終了する団体もあると思う。そういった団体については、事業が終了したところで実績報告を提出いただくことになっている。それは各事業の性質によって異なる。足の長い事業もあれば、1回で終了する事業もあ

る。

【中島委員】

単年度事業であるため、繰越事業はないと思う。

特に「津-7」のような広報活動等は、ユニフォームやパーテーション等を購入する事業とは違い、一発で終わるものではないため、なかなか大変だと思う。そういったことを、提案団体によく説明してほしい。内容によっては「これだけでは認めない」といったところまで、事務局が行っているのかが心配なところである。

【小林センター長】

広報活動等で年度末まで継続する事業の場合、ランニングコスト的に途中で発生する費用についても、途中で補助金を支払わなければいけないとの発言と受け取ったのだがよいか。

【中島委員】

年度末まで事業を計画していたのだが、様々な理由により一部の事業が実施できなかった、または変更となった場合、決定した補助金額に過不足が生じることがあると思う。その場合、上限額は補助額で決まっていると思うのだが、事務局の判断により減額とすることもあるのか。

【藤井係長】

計画された事業が予定どおりに実施できなかった場合、当然、支払い等は発生していないと思うため、その分については最後に返納してもらうことになる。

【中島委員】

返納については、地域協議会では判断せず、事務局が判断するということか。

【藤井係長】

計画どおりに事業が実施できなかった分を返してもらうということである。

【藤本会長】

協議会委員には事業の実績報告書が配布される。それを見て、是非を議論する場面は確かになかったように思っている。

事務局と提案団体で打合せながら、実態に応じて適宜支出ができるようにしている。

【千代委員】

「この事業が終了した」「継続している」といった細かい報告というものは、年度末に地域協議会に報告はされていたか。協議会委員は審査をするだけということか。年

度末に「どの事業にいつ補助金を支払った」といった細かい内容については、報告等がなかったような気もする。

【小林センター長】

提案団体から提出される実績報告書の写しを委員に配布することとしている。

【千町委員】

地域協議会の中で議題とはしないのか。

【小林センター長】

実績報告書をもって、確認としている。

【藤本会長】

「事業報告書」とのかたちで配布されていたのだが、細かい補助金の支払い状況等についての説明はなかったかと思う。統括的にそれぞれの収支報告は出されている。

最後に事務局より何かあるか。

【小林センター長】

・「津-2 前島密翁関連・献碑式典開催及び100周年に向けノボリ&チラシ 事業」に関連する、「前島密翁献碑祭」への委員の出欠について確認

【藤本会長】

他に発言等あるか。

(発言なし)

先ほどの千代委員の発言にもあったが、確かに、協議会委員は事業の実績報告書を見ることはできるが、それぞれの事業が実際にどのように遂行されているのかということ、事業の採択を決定した責務として、可能な範囲で見守っていくことが大事かと思う。

・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL : 025-526-1690 (直通)

E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。